

議 案 目 録

令和3年(2021年)6月7日

番 号	件 名
議案第 41 号	専決処分につき承認を求めることについて (令和3年度(2021年度)彦根市一般会計補正予算(第4号))
議案第 42 号	令和3年度(2021年度)彦根市一般会計補正予算(第5号)
議案第 43 号	令和3年度(2021年度)彦根市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 44 号	彦根市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案
議案第 45 号	彦根市職員のサービスの宣誓に関する条例および彦根市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 46 号	彦根市市税条例の一部を改正する条例案
議案第 47 号	彦根市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案
議案第 48 号	彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第 49 号	彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第 50 号	彦根市国民健康保険条例および彦根市新型コロナウイルス感染症対策支援基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 51 号	彦根市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 52 号	彦根市水道事業給水条例の一部を改正する条例案
議案第 53 号	財産の取得につき議決を求めることについて
議案第 54 号	和解をすることについて
報告第 9 号	令和3年度(2021年度)一般財団法人彦根市事業公社の事業計画について
報告第 10 号	第34期彦根総合地方卸売市場株式会社の事業計画について
報告第 11 号	第25期株式会社夢京橋の事業計画について
報告第 12 号	第19期株式会社四番町スクエアの事業計画について
報告第 13 号	令和2年度(2020年度)彦根市繰越明許費繰越計算書について
報告第 14 号	令和2年度(2020年度)彦根市水道事業会計予算繰越しについて
報告第 15 号	令和2年度(2020年度)彦根市下水道事業会計予算繰越しについて

議案第 44 号

彦根市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)6 月 7 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上ならびに行政運営の簡素化および効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例等 条例および規則等ならびに滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成 18 年滋賀県条例第 71 号)および滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成 11 年滋賀県条例第 48 号)により本市が処理することとされた事務について規定する滋賀県の条例および滋賀県の執行機関の規則をいう。

(2) 規則等 規則(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 2 に規定する規程を含む。)、議会の規程および地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 10 条に規定する企業管理規程をいう。

(3) 市の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 地方自治法第 2 編第 7 章の規定により設置される本市の執行機関もしくは当該執行機関に置かれる機関または本市の議会

イ アに掲げる機関の職員であって、法令または条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたもの

ウ 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者

- (4) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (5) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名または名称を書面等に記載することをいう。
- (6) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (7) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (8) 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知(不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。
- (9) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等または電磁的記録に記録されている事項を縦覧または閲覧に供することをいう。
- (10) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等または電磁的記録を作成し、または保存することをいう。
- (11) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等または作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第 3 条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

- 2 電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、

当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第7条において同じ。)の利用その他の氏名または名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料または使用料の納付の方法が規定されているものを電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料または使用料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受け者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名または名称を明らかにする措置であって規則

等で定めるものをもって代えることができる。

- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項または当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項または書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名または名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

(添付書面等の省略)

第7条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子

情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、または電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、または参照することができる場合には、添付を要しない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第8条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等および処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(彦根市行政手続条例の一部改正)

2 彦根市行政手続条例(平成8年彦根市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

議案第 45 号

彦根市職員の服務の宣誓に関する条例および彦根市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)6 月 7 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市職員の服務の宣誓に関する条例および彦根市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(彦根市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第 1 条 彦根市職員の服務の宣誓に関する条例(昭和 26 年彦根市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「者は、任命権者または任命権者の定める上級の公務員、」を「者および」に改め、「彦根市教育委員会の委任を受けた者の面前において」を削り、「宣誓書に署名してから」を「宣誓書を任命権者に提出してから」に改める。

別記中「印」を削り、別記を別記様式とする。

(彦根市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第 2 条 彦根市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例(昭和 41 年彦根市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、市長の面前において」を削り、「宣誓書に署名してから」を「宣誓書を市長に提出してから」に改める。

別記様式中「㊟」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 46 号

彦根市市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)6 月 7 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市市税条例の一部を改正する条例

彦根市市税条例(昭和 25 年彦根市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 25 条第 2 項中「および扶養親族」の次に「(年齢 16 歳未満の者および控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第 34 条の 6 第 1 項第 1 号中「関する寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものおよび」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者に限る」に改める。

付則第 5 条の 3 第 1 項中「および扶養親族」の次に「(年齢 16 歳未満の者および控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

付則第 6 条の 3 中「令和 4 年度」を「令和 9 年度」に改める。

付則第 7 条の 2 第 18 項中「同意導入促進基本計画」の次に「(中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号)第 50 条第 2 項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)」を加え、「同条」を「法附則第 64 条」に、「家屋および構築物」を「特例対象資産」に改める。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 34 条の 6 第 1 項第 1 号の改正規定および付則第 6 条の 3 の改正規定ならびに次条第 1 項の規定 令和 4 年 1 月 1 日
- (2) 第 25 条第 2 項および第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定ならびに付則第 5 条の 3 第 1 項

の改正規定ならびに次条第 2 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日

(3) 付則第 7 条の 2 第 18 項の改正規定および付則第 3 条の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和 3 年法律第 7 号)附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日(市民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の彦根市市税条例(以下「新条例」という。)第 34 条の 6 第 1 項第 1 号の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する同号に規定する寄附金または金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出したこの条例による改正前の彦根市市税条例第 34 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する寄附金または金銭については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 地方税法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 26 号)の施行の日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 7 号。次項において「改正法」という。)第 1 条の規定による改正前の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 64 条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する家屋および構築物(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により家屋および構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋および構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋および構築物を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第 7 条の 2 第 18 項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後に改正法第 1 条の規定による改正後の地方税法附則第 64 条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械および装置、工具、器具および備品ならびに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法(平成 30 年法律第 25 号)の施行の日以後、家屋および構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 26 号)の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端

設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する付則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日(当該施行の日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例付則第7条の2第18項の規定の適用については、同項中「中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第50条第2項」とあるのは、「生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項」とする。

議案第 47 号

彦根市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)6 月 7 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

彦根市固定資産評価審査委員会条例(昭和 57 年彦根市条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「の各号」を削り、同条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 8 条第 3 項中「署名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第 9 条第 5 項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第 8 項中「署名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第 10 条第 2 項および第 11 条第 2 項中「署名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 48 号

彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)6 月 7 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年彦根市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 42 条第 4 項第 1 号中「第 24 条第 3 項」の次に「(同法附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同条第 5 項中「、次」を「次に」、「行う者」を「行う施設」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 49 号

彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)6 月 7 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(平成 26 年彦根市条例
第 35 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 節 小規模型事業所内保育事業(第 47 条・第 48 条)」を「第 3 節 小規模型
事業所内保育事業(第 47 条・第 48 条) 第 6 章 雑則(第 49
条)」に改める。

第 6 条第 1 項中「第 3 号」を「以下この条」に改め、同項第 3 号中「この号」の次に「およ
び第 4 項第 1 号」を加え、同条第 5 項中「、次」を「次に」、「行う者」を「行う施設」に改
める。

本則に次の 1 章を加える。

第 6 章 雑則

(電磁的記録)

第 49 条 家庭的保育事業者等およびその職員は、記録、作成その他これらに類するものう
ち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他
文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物を
いう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているまたは想定されるものについ
ては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に
よっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理
の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

付 則

この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 1 項および第 5 項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 50 号

彦根市国民健康保険条例および彦根市新型コロナウイルス感染症対策支援基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)6 月 7 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市国民健康保険条例および彦根市新型コロナウイルス感染症対策支援基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例

(彦根市国民健康保険条例の一部改正)

第 1 条 彦根市国民健康保険条例(平成 8 年彦根市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

付則第 8 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。」に改める。

(彦根市新型コロナウイルス感染症対策支援基金の設置、管理および処分に関する条例の一部改正)

第 2 条 彦根市新型コロナウイルス感染症対策支援基金の設置、管理および処分に関する条例(令和 2 年彦根市条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症(」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 51 号

彦根市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)6 月 7 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

彦根市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年彦根市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号中「98,610 人」を「106,950 人」に改め、同項第 3 号中「50,537 立方メートル」を「54,542 立方メートル」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 52 号

彦根市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)6 月 7 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市水道事業給水条例の一部を改正する条例

彦根市水道事業給水条例(平成 10 年彦根市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 27 条第 1 項中「受水槽の設備を有する」を削り、「集合住宅等」の次に「(集合住宅その他これに類するものとして管理者が別に定める建物をいう。次項において同じ。)」を加え、同条第 2 項中「で受水槽以下の装置」を「の共用給水装置」に、「所有者の申請に基づき」を「管理者の定めるところにより、」に、「管理者の定めるところにより」を「各戸に」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 53 号

財産の取得につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)6 月 7 日

彦根市長 和田 裕 行

財産の取得につき議決を求めることについて

下記のとおり財産を取得することにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 8 号の規定および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和 39 年彦根市条例第 15 号)第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 取得する財産

高規格救急自動車

2 契約金額

35,232,760 円

3 契約の相手方

- (1) 所在地 大津市本宮二丁目 9 番 12 号
- (2) 名 称 滋賀トヨタ自動車株式会社
- (3) 代表者 代表取締役 藤 敦 秀 二

4 契約方法

指名競争入札

議案第 54 号

和解をすることについて

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)6 月 7 日

彦根市長 和田 裕 行

和解をすることについて

和解をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 事件名

大阪高等裁判所 令和 2 年(ネ)第 1574 号 地位確認等請求控訴事件

2 相手方

(1) 相手方 1

ア 住 所 ○○○○○○○○○○○○○○

イ 氏 名 ○ ○ ○ ○

(2) 相手方 2

ア 住 所 ○○○○○○○○○○○○○○

イ 氏 名 ○ ○ ○ ○

(3) 相手方 3

ア 住 所 ○○○○○○○○○○○○○○

イ 氏 名 ○ ○ ○ ○

3 和解の理由

裁判所からの和解勧告に従い、相手方らが裁判所から提示された和解条項案を受諾する旨の

意思表示をしたことにより、早期にこの和解を成立させ、紛争の解決を図るため

4 和解の内容

別紙和解条項案のとおり

和解条項案

本件は、平成 30 年 3 月 31 日までの任期で彦根市消防団の役員を務めていた控訴人らが、①彦根市消防団長は、彦根市消防団の推薦に基づき市長が任命することとされており、彦根市消防団の推薦は、推薦委員会の全員一致による推薦をもってするのが確立した慣行であったところ、平成 30 年 2 月 27 日に開催された推薦委員会において、〇〇〇〇(以下「〇〇」という。)を団長に推薦することについて、控訴人〇〇および控訴人〇〇が反対したことから全員一致の推薦はなく、よって、〇〇を消防団長に推薦する消防団の決議は不存在であると主張して、被控訴人に対し、彦根市消防団の推薦委員会における〇〇を次期消防団長に推薦する決議が不存在であることおよびその後の彦根市消防団の〇〇を次期消防団長に推薦する行為が不存在であることの確認を求め、②また、控訴人らが、同年 4 月以降も留任する意向を表明していたにもかかわらず、同年 3 月 31 日、〇〇が、控訴人らを退職(退団)扱いとしたため、同年 4 月 1 日以降、控訴人らが被控訴人から非常勤公務員である彦根市消防団員として処遇されなくなったとして、被控訴人に対し、控訴人らが彦根市消防団の団員の地位にあることの確認を求め、③さらに、〇〇が恣意的に控訴人らを彦根市消防団から退職(退団)扱いし、彦根市長がこれを違法に承認したこと等により、控訴人らが精神的苦痛を被ったと主張して、被控訴人に対し、国家賠償法(昭和 22 年法律第 125 号)第 1 条 1 項に基づき、損害賠償を請求する事案である。

本件においては、彦根市消防団の役員の任期満了時に提出する辞職願の意味や、消防団員を退団させる際の消防団長の裁量の有無やその範囲が争点になり、また、消防団長を推薦するための推薦委員会において推薦する旨を決定するための要件等が争点となった。

彦根市消防団は、彦根市の非常備消防機関として、彦根市の消防、防災に欠くことのできない組織であり、彦根市消防団員は彦根市の非常勤の特別職公務員の地位にあり、消防団長は消防団の推薦に基づき市長が任命し、消防団員は消防団長が市長の承認を得て任命するものである。このような事項に関して発生した本件紛争を収束させ、彦根市消防団の運営について良好な基盤を構築するため、当事者双方は本和解をする。

1 控訴人らは、本件における上記の争点に関連して、次の点を主張した。

- (1) 消防団員の基本的性質はボランティアであり、消防団員の入団、退団のあり方や役員の選任の方法は、消防団がボランティアの集まりであることにふさわしいものでなければならない。
- (2) 消防団長推薦のための彦根市消防団の推薦委員会では、少なくとも現存の記録上は、推

薦委員全員が賛成し、全員が推薦の署名をしていた。

(3) 平成 30 年 2 月 27 日に開催された推薦委員会の席上配布された別紙「消防団長の推薦手順(参考)」は、彦根市消防団において同年より前に実際にとられていた消防団長の推薦手順を記したものではない。

(4) 平成 30 年 3 月に控訴人らが彦根市消防団からの退団予定者とされるに当たり、そのことは控訴人ら自身にあらかじめ告げられなかった。そのため、控訴人らは、退団について、自ら考慮する機会を持つことができず、退団に関し消防団長に意見を述べる機会が与えられず、消防団長との話合いの中での退団の必要性の検討や、退団への納得の機会の保障を持つことができなかった。

2 被控訴人は、本件における上記の争点を踏まえ、彦根市消防団の自主性・独立性を尊重しつつ、彦根市消防団との協議を踏まえ、必要に応じた条例、規則、彦根市消防団の規則類またはマニュアル等の改訂をするよう努める。

3 控訴人らは、本件の控訴審における和解期日において、以下のように感じている旨を述べた。

(1) 被控訴人は、平成 30 年 3 月に控訴人らが彦根市消防団からの退団予定者とされるに当たり、消防団長に対して、退団予定者に対する退団予定の告知と退団予定者との協議をさせるための働きかけを行わなかった。

(2) 被控訴人は、彦根市消防団の彦根市消防における位置付けと彦根市消防団員の地位に鑑み、彦根市消防団員の入団、退団、役員選任の手續が適正に行われるように、彦根市消防団との協議と、必要に応じた助言を行うべきである。

4 控訴人らは、その余の請求を放棄する。

5 控訴人らおよび被控訴人は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、控訴人らと被控訴人との間には他に一切の債権債務が存しないことを相互に確認する。

6 訴訟費用は、第 1、2 審を通じて各自の負担とする。

消防団長の推薦手順（参考）

慣例によるほか、下記を参考に、推薦委員合意の下、慎重にご審議をお願いします。

1 団長の進退の確認

継続されたい意向か、勇退される意向か。

●継続されたい意向 → ●推薦委員に異議なければ決定

→ ①推薦委員に異議があれば審議

●勇退される意向 → 団長の意見有り ●意見を考慮し、決定
(後継指名)

→ 団長の意見無し ②委員会で推挙

2 被推薦者（団長候補者）の決定方法の確認（①②の場合）

(1) 被推薦者の範囲の確認 → ①団長 被対象者1名

(団長候補者) ②団三役 被対象者3名

③団長、副団長 被対象者6名

④その他、分団長級も含めるか。

(2) 上記の範囲において投票とするか、推薦を募り、調整するか。

① 投票とした場合 4名以上の得票 → ●決定

3名以下の得票 → 調整（決定するか否か。）

② 委員から推薦を募る場合

ア 被推薦者が1名の場合 → 異議なし → ●決定

(団長候補者) → 異議あり
調整（話し合い）

→ 意見一致 → ●決定

→ 意見不一致

採決（挙手、起立等）または投票するか否か。

ア 採決・投票する場合 → 多数決により決定

採決で同数の場合は委員長の見解で決する。

イ 採決・投票しない場合

他の被推薦者を募り、併せて審議する。

→ 先の被推薦者と新たな被推薦者で調整。

→ 調整成立 → ●決定

→ 調整不成立

→ 採決または投票により決定

イ 被推薦者が2名以上の場合 → 調整（話し合い、採決、投票）

(団長候補者) 上記と同様。

※ 最終、被推薦者（団長候補者）が1人となるまで、ご審議をお願いします。

報告第 9 号

令和 3 年度(2021 年度)一般財団法人彦根市事業公社の事業計画について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 3 年度(2021 年度)の一般財団法人彦根市事業公社の事業の計画に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 3 年(2021 年)6 月 7 日

彦根市長 和田 裕 行

報告第 10 号

第 34 期彦根総合地方卸売市場株式会社の事業計画について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 34 期彦根総合地方卸売市場株式会社の事業の計画に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 3 年(2021 年)6 月 7 日

彦根市長 和田 裕 行

報告第 11 号

第 25 期株式会社夢京橋の事業計画について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 25 期株式会社夢京橋の事業の計画に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 3 年(2021 年)6 月 7 日

彦根市長 和田 裕 行

報告第 12 号

第 19 期株式会社四番町スクエアの事業計画について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 19 期株式会社四番町スクエアの事業の計画に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 3 年(2021 年)6 月 7 日

彦根市長 和田 裕 行

報告第 13 号

令和 2 年度(2020 年度)彦根市繰越明許費繰越計算書について

令和 2 年度(2020 年度)彦根市一般会計予算のうち、繰越明許費に係る歳出予算の経費を次のとおり繰り越したので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年(2021 年)6 月 7 日

彦根市長 和田裕行

令和2年度(2020年度)繰越明許費繰越計算書 (単位 千円)

会計名	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
						既収入 特定財源	未収入	
							国県 支出金	特 市債
一般会計	衛生費	保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	9,024	9,024			
			清掃費	13,970				13,970
	農産費	農業費	担い手確保経営強化支援事業	60,713		60,713		
			農業排水路管理事業	19,800		19,800		
	商工費	林業費	林道管理事業	14,851		6,361	8,400	90
			誘客・宣伝事業	50,273				36,697
	土木費	土木管理費	急傾斜地崩壊対策事業	47,719		42,947	4,700	72
			道路維持管理事業	14,000			10,200	1,196
			路面舗装修繕事業(交付金)	9,200		4,600	4,600	
			道路冠水対策事業(交付金)	6,893		3,446	3,100	347
道路新設改良事業(単独・事務費)			54,175	23,193		12,600	10,593	
中山道線(ほか1線)道路改良事業(交付金)			7,000	7,000		3,100	400	
河川費	河川費	大東船町線道路改良事業(交付金)	32,904	30,864	13,802	15,300	1,762	
		芹橋彦富線(彦富工区)道路改良事業(交付金)	5,509	5,508	2,755	2,200	553	
		橋りょう長寿命化推進事業(交付金)	24,059	24,059	13,232		10,827	
			河川新設改良事業	7,323	7,323	6,500	823	

令和2年度(2020年度)繰越明許費繰越計算書 (単位 千円)

会計名	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
						既収入 特定財源	未収入	
							国県 支出金	特 市債
			大黒川外河川改良事業	7,342	7,342		6,600	742
		都市計画費	J R 稲枝駅周辺整備事業(交付金)	13,700	10,974	4,718	4,600	1,656
			立花船町線街路事業(補助)	45,946	42,586	20,405	19,900	2,281
			松原町大黒前鴨ノ巣線街路事業(補助)	88,262	86,536	42,118	39,800	4,618
			都市公園緑地維持管理事業	6,000	5,998			5,998
			金亀公園整備事業	277,187	275,410	131,929	129,100	14,381
			緑地環境事業	79,940	78,156	39,078	38,100	978
教育費	小学校費		学びの保障事業	19,600	19,600	9,800		9,800
			小学校各所整備改修事業	80,124	68,417	22,015	43,400	3,002
			小学校各所整備改修事業(便所対策分)	47,090	47,090	14,594	32,300	196
中学校費	社会教育費		学びの保障事業	8,400	8,400	4,200		4,200
			伝統的建造物群保存対策事業(花しようぶ地区)	9,867	9,867	1,489		8,378
			市民体育センター整備事業	3,043,149	2,997,829	575,623	2,179,900	242,306
計	保健体育費			4,104,020	3,986,415	1,046,149	2,564,400	375,866
			合計	4,104,020	3,986,415	1,046,149	2,564,400	375,866

報告第 14 号

令和 2 年度(2020 年度)彦根市水道事業会計予算繰越しについて

令和 2 年度(2020 年度)彦根市水道事業会計予算の一部を次のとおり繰り越したので、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 3 年(2021 年)6 月 7 日

彦根市長 和田 裕 行

令和2年度（2020年度）彦根市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 千円)

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					説	明
						企業債	国庫補助金	工事負担金	既収入特定財源	損益勘定留保資金		
資本的支出	建設改良費	大藪浄水場浄水施設機械設備更新工事 (八坂町)	309,252		32,712					32,712	中期経営計画に基づき大藪浄水場の機械設備を更新するものであるが、特殊な資材の調達や稼働中の浄水施設の日常管理との調整に時間を要するため繰り越すもの	
		大藪浄水場浄水施設電気設備更新工事 (八坂町)	240,355		1,435					1,435	中期経営計画に基づき大藪浄水場の電気設備を更新するものであるが、特殊な資材の調達や稼働中の浄水施設の日常管理との調整に時間を要するため繰り越すもの	
		稲枝配水系ほかテレメータ更新工事 (上岡部町(まか))	170,500		170,500					170,500	中期経営計画に基づき大藪浄水場の電気設備を更新するものであるが、特殊な資材の調達や稼働中の浄水施設の日常管理との調整に時間を要するため繰り越すもの	
		R2 松原町大黒前鴨ノ巣線配水管布設替工事 (松原町)	33,150		33,150			5,097		28,053	管整備計画に基づき実施するものであるが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの	
		R2 芦橋添架管布設替工事 (河原二丁目(まか))	53,300		53,300					53,300	老朽管更新計画に基づき実施するものであるが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの	
		R2 本庄町配水管布設替工事 (本庄町)	2,904		2,904			248		2,656	給水申し込みに基づき実施するものであるが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの	
		R2 松原町大黒前鴨ノ巣線配水管布設替工事(その2) (松原町)	9,020		9,020					9,020	県公園整備工事に伴い管理者からの依頼により布設替工事を行うものであるが、県工事との調整に時間を要したため繰り越すもの	
		R2 芦川町配水管布設替工事 (芦川町)	49,324		49,324					49,324	老朽管更新計画に基づき実施するものであるが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの	

令和2年度（2020年度）彦根市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 千円)

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				説	明	
						企業債	国庫補助金	工事負担金	既収入特定財源			損益勘定留保資金
資本的支出	建設改良費	R2 大堀町配水管布設跡舗装復旧工事(大堀町)	27,709		27,709					27,709	管整備計画に基づき実施するものであるが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの	
		R2 清崎町配水管布設替工事(その3)(清崎町)	8,305		8,305					8,305	老朽管更新計画に基づき実施するものであるが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの	
		R2 高宮町配水管布設替工事(高宮町)	4,770		4,770			3,709		1,061	下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの	
		R2 西葛籠町ほか配水管布設替工事(西葛籠町ほか)	39,957		39,957			17,589		22,368	下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの	
		R2 海瀬町配水管布設替工事(海瀬町)	9,055		9,055			1,184		7,871	下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの	
		R2 正法寺町配水管布設替工事(正法寺町)	22,636		22,636			15,782		6,854	下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの	
		R2 宇尾町ほか配水管布設替詳細設計委託業務(宇尾町ほか)	6,732		6,732					6,732	老朽管更新計画に基づき実施するものであるが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの	
		R2 松原町水管橋詳細設計委託業務(松原町)	4,730		4,730					4,730	老朽管更新計画に基づき実施するものであるが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの	

令和2年度（2020年度）彦根市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 千円)

款	項	事業名	予 計 上 額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説 明
						企業債	国庫 補助金	工事 負担金	既収入 特定財源	損益勘定 留保資金	
資本的支出	建設改良費	R2 彦根市水道ビジョン および彦根市水道事業 第3期中期経営計画見直し 委託業務	7,500		7,500					7,500	水道ビジョンおよび第3期中期経営計画の見直しについては2箇年での実施を計画しており、令和3年度の業務完了後一括で費用を支払うこととなっているため繰り越すもの
		上水道台帳システム パーミッションア ップ委託業務	16,467		16,467					16,467	現在稼働中の上水道台帳システムを最新の利用環境に適合させるものであるが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの
		上水道積算システム パーミッションア ップ委託業務	14,476		14,476					14,476	現在稼働中の上水道積算システムを最新の利用環境に適合させるものであるが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの
		上水道台帳システム パーミッションア ップ委託業務 機器購入費	8,000		8,000					8,000	上水道積算システムパーミッションアップ委託業務の執行に伴い、上下水道部事務所の新庁舎移転時期との調整を必要とするため繰り越すもの
		計	1,038,142		522,682			43,609		479,073	

令和2年度（2020年度）彦根市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位 千円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				説	明	
						企業債	国庫補助金	工事負担金	既収入特定財源			損益勘定留保資金
水道事業費	営業費用	R2 高宮町配水管 布設替工事 (高宮町)	19,423		19,423			19,423			下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの	
		R2 西葛籠町ほか 配水管布設替工事 (西葛籠町ほか)	15,286		15,286			15,286			下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの	
		R2 海瀬町配水管 布設替工事 (海瀬町)	3,649		3,649			3,649			下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの	
		計	38,358		38,358			38,358				

報告第 15 号

令和 2 年度(2020 年度)彦根市下水道事業会計予算繰越しについて

令和 2 年度(2020 年度)彦根市下水道事業会計予算の一部を次のとおり繰り越したので、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 3 年(2021 年)6 月 7 日

彦根市長 和田 裕 行

令和2年度（2020年度）彦根市下水道事業会計予算繰越計算書

（単位 千円）

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 計 上 額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説 明	
						企業債	国 補 助 金	工 事 負 担 金	既 収 入 特 定 財 源		損益勘定 留保資金
資本的支出	建設改良費	公共下水道事業	401,852		401,852	231,300	147,009			23,543	関係機関との調整に不測の日数を要し、設計・契約事務等に遅れが生じたため繰り越すもの
		特定環境保全公共 下水道事業	88,149		88,149	48,900	34,427			4,822	関係機関との調整に不測の日数を要し、設計・契約事務等に遅れが生じたため繰り越すもの
		浸水対策下水道事 業(雨水対策)	85,500		85,500	38,400	42,700			4,400	関係事業者との協議に不測の日数を要したため繰り越すもの
		下水道台帳システ ムバージョンアッ プ委託業務	4,755		4,755					4,755	現在稼働中の下水道台帳システムを最新の利用環境に適合させるものであるが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの
		下水道台帳システ ムバージョンアップ委 託業務 機器購入費	3,000		3,000					3,000	下水道台帳システムバージョンアップ委託業務の執行に伴い、上下水道部事務所の新庁舎移転時期との調整を必要とするため繰り越すもの
		計	583,256		583,256	318,600	224,136			40,520	